

旧荒井産業跡地における産業廃棄物に よる環境・健康リスク回避の要望書

提出者 深作多目的遊水地協議会

会長 西澤 亨夫

さいたま市見沼区自治会連合会副会長

春岡地区自治会連合会会長

さいたま市長 清水 勇人 様

件名 旧荒井産業跡地における産業廃棄物による環境・健康リスク回避の要望

趣旨

旧荒井産業跡地では現在、放置された焼却施設が行政代執行により撤去される予定です。一方で、行政代執行の対象外となっている敷地内には、大量の産業廃棄物が24年以上にわたり放置され、現在も生活環境および住民の健康に重大な影響を及ぼす恐れがあります。住民の不安は深刻であり、早急な調査と適切な対策が必要です。このため、本要望書を提出いたします。

『別添資料：旧荒井産業跡地の問題、旧荒井産業全景写真の①②③④(**本要望書における①②③④は別添資料2の「旧荒井産業全景」のエリアの番号を示す。**)、行政代執行までの経緯等』

1. 敷地②③(約4,700㎡)には、焼却灰が大量に埋設されており、環境および健康への重大な影響が懸念されます。
2. 敷地②には、覆土処理後に外部から持ち込まれた産業廃棄物が長期間放置されており、深刻な影響を及ぼす恐れがあります。
3. 敷地周辺の擁壁④には複数の欠損が確認されており、大雨時には有害物質を含む排水が綾瀬川に流出し、地下水および土壌汚染を引き起こす恐れがあります。

要望

1. 地下埋設の産業廃棄物の実態調査と対策の要望

敷地②③は、たとえ私有地であっても、「周囲に悪影響を及ぼす恐れがある」と判断すれば、調査と対策の正当な根拠となります。さいたま市には「さいたま市生活環境の保全に関する条例(第3条)」により、生活環境を保全する責務があります。その責務に基づき、以下を要望いたします。

- ・実態調査の実施
- ・必要な対策の実施
- ・継続的なモニタリングと住民への情報提供体制の確立

放置が続けば、将来的に深刻な被害を招く「負の資産」となりかねません。実際、香川県豊島(てしま)の産業廃棄物不法投棄事件では、私有地に約91万トンの産業廃棄物が不法投棄され、国と県の公害調停を経て、処理費用は公費負担となり数百億円に達し、今なお完全な回復に至っていません。

2. 敷地②に持ち込まれた産業廃棄物の除去の要望

健康および環境へのリスクを踏まえて、速やかに除去を要望いたします。
(別添資料2の【写真②】を参照)

3. 擁壁④の欠損補修と遮水(しゃすい)対策の要望

綾瀬川側・東北自動車道側(綾瀬川に向かう坂道)の擁壁の複数の欠損により、大雨時に有害物質を含んだ雨水の綾瀬川への流出が懸念されます。現在の簡易鉄柵では流出を防止するには不十分であり、抜本的な補修と遮水対策の実施を要望いたします(別添資料2の【写真④】を参照)。

4. ダイオキシン測定ポイントの追加または再配置の要望

さいたま市が実施した令和6年度のダイオキシン調査では、綾瀬川の下流の堰橋(なわてばし)で、河川水の環境基準(1.0pg-TEQ/L)を超える(1.3pg-TEQ/L)が検出されました。旧荒井産業跡地からの流出の可能性も否定できないことから、より正確な影響把握のため、当該跡地沿いへ新たな測定ポイントを設置、または既存ポイントである新簀子橋(しんすのこばし)の移動を要望いたします。

上記の事項について、調査・審議を速やかに実施いただき、市民の健康と環境を守るための措置を講じていただきたく存じます。

提出者 深作多目的遊水地協議会

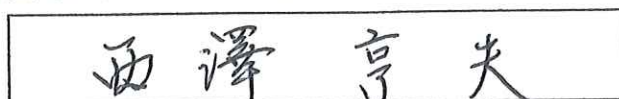
住所 さいたま市見沼区春野1丁目9番5-201

電話:090-7463-9674

会長 西澤 亨夫(にしざわ みちお)

さいたま市見沼区自治会連合会副会長

春岡地区自治会連合会会長




※本要望書は、深作多目的遊水地協議会(9自治会連名)として提出いたします。
連名自治会は、次ページのとおり

深作多目的遊水地協議会 自治会

No.	自治会名	会長氏名	印
1.	深作自治会	合谷 憲 治	
2.	丸ヶ崎自治会	宮島 結正	
3.	東一番街自治会	鬼澤 泰久	
4.	アーバンみらい東大宮東2番街自治会	西澤 亨夫	
5.	東三番街自治会	山本 裕司	
6.	大宮東五番街団地自治会	倉島 利三	
7.	コスモ春野自治会	中野 岩夫	
8.	ひがしはる野自治会	二五田 唯法	
9.	はる野4丁目北自治会	近藤 英明	

深作多目的遊水地協議会は、遊水地およびアーバンみらい公園の環境保全活動を行っている地域住民によって構成された団体です。

この協議会は、9つの自治会（深作、丸ヶ崎、東一番街、アーバンみらい東大宮東2番街、東三番街、大宮東五番街団地、コスモ春野、ひがしはる野、はる野4丁目北）により構成されています。

なお、本協議会の事務局は東三番街環境専門委員会が担っています

- 塚本武三：深作多目的遊水地協議会事務局長、東三番街環境専門委員
- 佐藤正俊：深作多目的遊水地協議会広報担当、東三番街環境専門委員、東三番街自治会 HP 委員長

旧荒井産業は 1990 年に産業廃棄物の焼却施設を設置。深夜操業によるばい煙・異音問題で近隣住民が長期にわたり生活環境の悪化に悩まされていました。焼却灰の不適正処理により 2000 年に許可取消、2002 年に土地の所有権が移転、焼却施設と跡地の大量の産業廃棄物は 24 年以上放置状態。

- ※負圧防じん工法等にて対応予定

- ②：荒井産業の土地売却後に外部から持ち込まれた産業廃棄物が放置

- ・令和5年3月：特別管理産業廃棄物を煙突等から検出
- ・令和6年1月：措置命令発出⇒全ての被処分者から、措置を履行できない旨の申入れ
- ・令和6年4月：行政代執行（令和6～令和8年度）の発出 ⇒焼却施設（①）を解体・撤去
⇒費用は、被処分者へ求償予定

4. 旧荒井産業跡地全景の変遷 (2004 年～2025 年)

※2001 年に 埼玉県及び旧岩槻市が覆土処理した区域(緑囲み)と推定



※土地所有権移転後の 2004 年～2007 年にかけて、大量の産業廃棄物が場内に持ち込まれていることが確認できる。

※緑囲み線以外の区域は覆土処理が弱いか未実施の可能性が高い。(現在は別添資料 2 の写真②参照)



※現在、覆土処理された敷地は緑の森となり、20 年以上経過すると樹木の根は 1.5m～3m まで成長すると考えられます。